

山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりマスタープラン策定等業務 業務委託仕様書

1 事業名

山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりマスタープラン策定等業務（以下「本事業」という。）

2 事業目的

山形県が高付加価値なインバウンド観光地づくりを進めるうえで必要となるコアバリューの磨き上げ、戦略素材・プロダクトの特定、ターゲット層のマーケティング調査、エリア内の意識や課題抽出等の調査、同県のマスタープラン策定業務及び同プラン実施体制の構築等を行う。

3 事業実施期間

契約締結日から令和7年2月14日（金）まで

4 事業上限金額

9,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務委託の内容

(1) ワード・センテンスの磨き上げや戦略素材・プロダクトの特定

国内外向けのコミュニケーションツール（※）を作成することを目的として、コアバリューの磨き上げや戦略素材・プロダクトの特定を県内外関係者と共に実施する。

- ・本県における高付加価値化の核となるコアバリューの整理

本県の高付加価値化につながる戦略素材を特定するために、調査・取材等を実施する。また、特定した素材をもとに具体的な商品化に向けた取組みを行う。

- ・コミュニケーションツールとしてのコアバリューの言語化

上述の調査・取材結果を分析、整理し、本県の高付加価値化に携わる関係者の共通理解を図りながら、本県が目指すターゲット層への訴求ができるようコアバリューを言語化する。

（※）マスタープラン関係者及びターゲット層とのコミュニケーションにおいて共通理解を築くことができるよう、文章や図等を用いて平易な表現で記された媒体。

(2) ターゲット層のマーケティング調査の実施

マスタープラン策定に向けて、具体的なターゲット層の抽出を行うため、日本への富裕層向け商品販売実績のある海外旅行会社や海外旅行者に高付加価値な観光コンテンツ・プロダクトを提供している事業者等を対象にインタビュー調査を行う。

(3) エリア内の意識及び課題抽出などの調査の実施

旅行業や宿泊・飲食業、交通事業者など観光関連事業者、農水産業や製造業・金融業など観光誘客の波及効果やファイナンスで関わる可能性のある事業者に対して、高付加価値外国人旅行者の受入に対する意向や現状・課題、解決に向けた要望などのアンケート調査を実施する。

(4) マスタープランの策定及び実施主体の構築

(1)～(3)などを元に、県内関係者を中心に構成したマスタープラン策定委員会（仮称）により、マスタープランを策定するとともに、実施体制の構築等を行う。

- ・マスタープラン作成策定委員会の設置及び委員会の開催・運営

マスタープランにおいて定める各種事業の実行主体及び受益者を中心に構成するものとし、関係者の意見調整及び意思決定を行う委員会を事業実施期間中4回程度開催する。

- ・マスタープラン素案策定及び工程管理

マスタープラン素案作成のため、発注者と協働のうえ工程管理を行うとともに、必要に応じ有識者等を招き助言を受ける等の対応を行うものとし、そのための打合せを月1回以上開催する。

(5) マスタープランに係るアドバイザー業務

その他、やまがたインバウンド協議会が高付加価値なインバウンド観光地づくりを進めるうえで必要となるアドバイザー業務等を行う。

5 成果品の提出

(1) 業務完了報告書

紙媒体（2部）にて提出すること。

(2) 成果品

業務実施状況に関する報告書：紙媒体（2部）及び電子データにて提出すること。

6 その他

(1) 本業務の内容の決定及び遂行にあたり、受注者は発注者と十分に協議・調整を行うこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項で事業実施にあたり必要とされる業務が発生した場合及び本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定する。

(3) 社会情勢等の影響により実施が困難な内容が生じた場合、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定すること。

(4) 本業務の再委託については、その業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合に限り、当該業務の一部について行うことができる。再委託先は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ・受託者が業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- ・再委託先者が山形県の入札参加業者適格者名簿における指名停止期間中でないこと。

(5) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、個人情報への不正アクセス防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。

(7) 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。

(8) 上記に関わる明示がない事項であっても社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。